

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第1号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所管所属：東住吉区役所

通知日：令和6年3月29日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	<p>産業廃棄物処理業務委託における検査、検査手続の不備について改善を求めたもの</p> <p>検査資料の確認及び各所属へのヒアリングの結果、次のとおり不備を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部分払検査の実施にあたり、契約書第39条2に規定している部分払検査の請求書類を受理していなかった。 部分払検査及び完了検査において契約書第39条第3項の規定に基づき受注者の立会いを求めていなかった。 部分払検査及び完了検査において、必要となる出来高数量表、打合せ書の確認が行われていなかった。 <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 東住吉区役所は、監督職員、検査職員に対し契約図書、契約規則の重要性やチェックリストを含め必要な事務手続について定期的に研修を行うこと。 東住吉区役所は、監督職員が実施すべき事務手続に必要なチェックリストを整備すること。 東住吉区役所は、検査職員が実施すべき検査業務に必要なチェックリストを整備すること。 東住吉区役所は、部分払検査の事務手続が適切に実施されているか契約事務審査会において検証を実施すること。 	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課において、監督職員、検査職員に対し契約図書、契約規則の重要性及び【2】【3】のチェックリスト(案)を用いた必要な事務手続について研修を実施した。翌年度以降、定期的に研修を実施する。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課において関係部署と調整し、監督職員が実施すべき事務手続に必要なチェックリストを整備した。 <p>【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課において関係部署と調整し、検査職員が実施すべき検査業務に必要なチェックリストを整備した。 <p>【4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係部署と調整し、部分払検査の事務手続を整理し、【3】のチェックリストを確認するとともに部分払検査が適切に実施されているか契約事務審査会において検証を実施した。 	<p>【1】 措置済</p> <p>【2】 措置済</p> <p>【3】 措置済</p> <p>【4】 措置済</p>	<p>【1】 令和5年12月25日</p> <p>【2】 令和6年1月4日</p> <p>【3】 令和6年1月4日</p> <p>【4】 令和6年3月14日</p>